

令和6年度 大阪市犯罪被害者等支援 にかかわる庁内連絡会議

令和6年5月31日（金）

大阪市市民局ダイバーシティ推進室

人権企画課（共生社会づくり支援担当）



1 犯罪被害者等支援施策の現状

(1) 国の状況

(2) 政令指定都市の状況

2 大阪市における犯罪被害者等支援

(1) 支援事業の概要と実績について

(2) 広報・啓発の概要と実績について

(3) 今年度の広報・啓発について

3 構成員の皆様へのお願い

1 犯罪被害者等支援施策の現状

(1) 国の状況



1-(1) ①犯罪被害者等基本法

(平成十六年十二月八日法律第百六十一号)

犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とし、平成16年12月に制定されました。

前文においては、「国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する」とされており、本市においても、国・大阪府・民間支援団体等と連携し、施策を進めています。

また、法第八条の規定により、国の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の大綱や重点課題などを記した「犯罪被害者等基本計画」を定めなければならないとされています。



1-(1) ②第4次犯罪被害者等基本計画

第1次（平成17年12月）、第2次（平成23年3月）、第3次（平成28年4月）を経て、現在、第4次（令和3年3月）が策定されています。

計画期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5か年

《基本方針》

- ①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること
- ②個々の事情に応じて適切に行われること
- ③途切れることなく行われること
- ④国民の総意を形成しながら展開されること

《重点課題》

- ①損害回復・経済的支援等への取組
- ②精神的・身体的被害の回復・防止への取組
- ③刑事手続への関与拡充への取組
- ④支援等のための体制整備への取組
- ⑤国民への理解の増進と配慮・協力の確保への取組

※詳細は「第4次犯罪被害者等基本計画」（資料2）参照

1 犯罪被害者等支援施策の現状

(2) 政令指定都市の状況



1-(2) 政令指定都市における犯罪被害者等支援条例の制定

本市は、令和2年4月1日に大阪市犯罪被害者等の支援に関する条例（資料3）を制定しました。

本市より先に犯罪被害者等支援に特化した条例を制定している政令指定都市は、横浜市・名古屋市・京都市・堺市・神戸市・岡山市の6都市でしたが、本市の制定後はさらに、さいたま市・川崎市・浜松市・広島市、新潟市、令和5年度には相模原市、熊本市の合わせて13都市が条例を制定しています。

全国的に犯罪被害者等の支援に特化した条例制定への動きが広がっていることがわかります。



2 大阪市における犯罪被害者等支援

(1) 支援事業の概要と実績について



2-(1) ①各種支援事業（総合相談等）

支援名称	支援内容
犯罪被害者等支援のための 総合相談窓口	犯罪被害者等からの相談をお受けして、その方の状況に応じた大阪市の各種支援事業のご案内や関係機関のご紹介などを行っています。 令和5年度相談件数：<u>176件</u> 
被害発生初期段階における アウトリーチ支援（★）	犯罪被害にあわれた方から相談がない場合でも、関係機関等と連携のうえ、大阪市から犯罪被害者等にご連絡し、その方の状況に応じた支援を行います。

※詳細は「大阪市犯罪被害者等被害発生初期段階支援実施要綱」（資料4） 参照

2-(1) ②各種支援事業（見舞金支給）

支援名称	支援内容	支援実績
遺族見舞金（★）	人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、死亡された被害者の遺族に支給します。 （30万円）	令和5年度：12件
重傷病見舞金（★）	人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、医師の診断により1か月以上（過失の場合は3か月）の療養、かつ3日以上入院等を要する重傷病、または1か月以上の療養、かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である精神疾患を負った場合に支給します。 （10万円）	
性犯罪被害見舞金（★）	不同意性交等の性犯罪被害を受けた場合に支給します。 （10万円）	

※詳細は「大阪市犯罪被害者等見舞金支給要綱」（資料5）参照

2-(1) ③各種支援事業（日常生活支援等）

支援名称	支援内容	支援実績
ホームヘルプサービス（★）	犯罪被害により家事等（調理・掃除・洗濯など）を行うことが困難となった方の自宅へ、無料でホームヘルパーを派遣します。 （上限：1回あたり3時間以内/日、合計96時間まで）	<u>令和5年度：3件</u>
配食サービス（★）	犯罪被害により食事の用意が困難となった方の自宅へ、無料で弁当をお届けします。 （上限：1回/日、合計30日まで）	<u>令和5年度：3件</u>
法律相談（★）	犯罪被害によって生じる法律問題について、無料で犯罪被害に精通した弁護士による法律相談を行います。 （上限：1回あたり1時間30分/回、合計2回まで）	令和5年度：0件

人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、医師の診断で1か月以上（過失の場合は3か月）の療養を要する重傷病等を負われた場合や、性犯罪被害（不同意わいせつなど）に遭われた場合、又は死亡された被害者の遺族が利用できます。

※詳細は「大阪市犯罪被害者等日常生活支援事業等実施要綱」（資料6）参照

2-(1) ④各種支援事業（助成金交付）

支援名称	支援内容	支援実績
一時保育費用助成（★）	犯罪被害により就学前の児童の保育が困難となった場合に、一時保育の費用を助成します。 （上限：1回あたり3千円、合計10回まで）	令和5年度：0件
精神医療費用助成（★）	犯罪被害により精神医療機関を受診した方に対し、医療費を助成します。 （上限：1回あたり5千円、合計24回まで）	<u>令和5年度：10件</u>
転居費用助成（★）	犯罪被害により居住することが困難となった住居から、新たな住居に転居するための費用 （転居に係る運送費用及び荷造り等のサービスに係る費用）を助成します。 （上限：20万円、1回まで）	<u>令和5年度：7件</u>
一時的住居確保費用助成	犯罪被害により居住することが困難となり、一時的に避難するための宿泊費用を助成します。 （上限：1泊あたり7,500円、25泊まで）	令和5年度：0件

人の生命又は身体を害する行為に係る犯罪等により、医師の診断で1か月以上（過失の場合は3か月）の療養を要する重傷病等を負われた場合や、性犯罪被害（強制わいせつなど）に遭われた場合、又は死亡された被害者の遺族に助成します。

※詳細は「大阪市犯罪被害者等助成金交付要綱」（資料7）参照

2-(1) ⑤各種支援事業（住居支援）

支援名称	支援内容	支援実績
市営住宅の 優先入居	殺人や不同意性交等の被害により現在の住居に居住できなくなった場合に、優先的に市営住宅を提供します。	令和5年度：0件

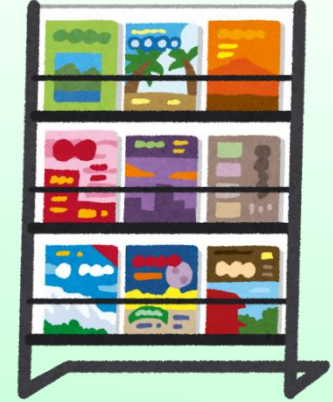
- ※各支援事業は、大阪市民の方（大阪市に住民登録されている方等）が対象となります。
- ※★印の付いた支援事業は、令和2年4月1日（条例施行）以降に発生した犯罪被害が対象となります。（一時的住居確保費用助成については、令和4年4月1日以降に発生した犯罪被害が対象となります。）
- ※支援事業のご利用にあたっては、警察に被害届が提出されており被害事実が客観的に確認できることなどの要件があります。

2 大阪市における犯罪被害者等支援

(2) 広報・啓発の概要と実績について



2 - (2) ①広報・啓発事業



【パンフレット等を活用した広報・啓発】

○市民向けのパンフレット

○事業者向けリーフレット

各区役所・市内各警察署や関係機関等へ配架、大阪市のホームページへの掲載により、条例及び各種支援事業、犯罪被害者等への理解について広報・啓発をしています。

○保護者向けリーフレット

子どもが被害者となってしまった際に、保護者が子どもをサポートできるよう、小中学生の保護者向けリーフレットを作成し、令和4年度は、全大阪市立小中学校の児童生徒を通じて保護者へ配付しました。令和5年度は、新小学1年生に配付し、令和6年度も引き続き配付予定です。

リーフレットは、解説動画を作成し、大阪市市民局のYouTubeに掲載しています。

【他の媒体を活用した広報・啓発】

大阪市ホームページ、市民局Twitter、区広報紙への掲載等により、総合相談窓口や、各種支援事業についての情報発信をしています。

また、ポスター（タイアップポスター含む）を作成し、OsakaMetro駅構内や大阪市内の関係機関に掲示しました。



その他、効果的な広報・啓発を引き続き検討していきます。ご相談・ご協力をお願いすることもあるかと思いますが、その際は、よろしくお願いいたします。

【講演会や出前講座による広報・啓発】



事業名等	事業内容等	実施回数等
「いのちの大切さを伝える」 講演会への講師派遣	大阪市内の在住者、在勤者、在学者で構成されたグループが開催する講演会や研修会で、犯罪被害者ご遺族にご講演いただいています。	<u>7回実施</u> 開催団体：区民生委員児童委員協議会等
保護者向けリーフレットと連動した 「いのちの大切さを伝える」 講演会への講師派遣	大阪市内の小中学生の保護者（PTA等）で構成されたグループが開催する講演会や研修会で、犯罪被害者ご遺族にご講演いただいています。	<u>4回実施</u> 開催団体：単位PTA協議会
大阪市出前講座 「もし、あなたや身近な人が 犯罪被害にあったら」	犯罪被害者等支援担当職員が講師となり、主催者が指定する場所へ出向き、犯罪被害者等の現状や支援等について説明しています。	<u>1回実施</u> 開催団体：区保護司会

【集中的な広報・啓発】

本市支援事業の周知を図るため、犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に、**集中的な**広報・啓発に取り組みました。

【今までの犯罪被害者週間の取組】

- ・ヨドコウ桜スタジアムでの啓発
- ・大阪市役所玄関ホールにおいてパネル展示
- ・ショッピングモールでのキャンペーン
- ・シンポジウムへの参加

令和5年度はさらに...

- ・コンビニレジポップを活用した啓発
- ・ATM画面を活用した啓発
- ・LINE広告を利用した啓発



11月2日の市長会見で、
「犯罪被害者週間」における啓発事業
についてお話をいただきました。

【区民まつりでの広報・啓発】

区民まつりには、多くの市民が来場され、また、市民の方々へ直接、本市の犯罪被害者等支援について説明することができる機会であることから、効果的な広報・啓発を実施することができると考え、8区で実施しました。

令和5年度実施区

- | | | | |
|------|------|------|-------|
| ・此花区 | ・中央区 | ・港区 | ・天王寺区 |
| ・東成区 | ・旭区 | ・住吉区 | ・西成区 |

令和6年度及び7年度に各8区ずつ実施し、全区での区民まつり実施を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。



支援内容等を、
直接ご説明できる!!

【生命のメッセージ展の開催】

犯罪や悪質な事故、いじめなどで理不尽に生命を奪われた方が人型メッセージジャーとなり、生前の写真や遺品の靴、残された家族のメッセージなどを展示する「生命のメッセージ展」を、住之江区PTA協議会と共催しました。

同時に、「いのちの大切さを伝える講演会」も実施し、犯罪被害者等への理解を深め、いのち大切さについて考えていただける機会となりました。



日時：令和6年2月18日（日）

会場：すみのえ舞昆ホール（住之江区民ホール）

【スクールカウンセラー研修（被害にあった子どもたちへのケア）】

第4次犯罪被害者等基本計画（資料2）において、「学校においてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを機能させるための取組や、犯罪等の被害に関する研修等を通じた資質の向上を図ることにより、学校における教育相談体制の充実を図る。」とあることから、中央子ども相談センターにご協力をいただき、スクールカウンセラーを対象とした研修を実施しました。



日時：令和5年10月20日（金）

場所：大阪市役所（本庁） 第11会議室

2 - (2) ②関係機関・団体との連携

大阪府警察、大阪府及び民間支援団体である認定NPO法人大阪被害者支援アドボカシーセンターと連携し、総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、支援対象者の犯罪被害の状況や、支援内容について、情報共有するほか、相互に、パンフレット・リーフレットの設置や配付を行っています。

さらに、堺市も加えて、「被害者支援研究会」を開催し、支援の在り方や啓発事業の実施方法について協議しています。

2 - (2) ③庁内における取り組み等

庁内における推進体制として、犯罪被害者等支援に資することができる施策を実施している所属が構成員となっている「大阪市犯罪被害者等支援にかかる庁内連絡会議」を開催し、情報共有を図っています。

また、区役所等窓口職員を対象とし、犯罪被害についての認識を深め、被害者等のおかれている状況に配慮して業務を行うことができるように、犯罪被害者等支援研修を実施しています。

2 大阪市における犯罪被害者等支援

(3)今年度の広報・啓発について



【若年層をターゲットとした広報・啓発】

犯罪被害にあった時に、支援があることを知らなかったということが無いように、様々な広報・啓発を進めているところです。

令和5年に取り組んだ広報・啓発は、引き続き実施する予定です。

令和2年の市民意識調査では、20歳代の市民の93.1%が本市の支援施策について「知らない」との回答でした。

S N Sは20歳代（若年層）の利用者が最も多いことから、令和5年度に実施したLINE広告に加え、InstagramやX（Twitter）を利用した広報・啓発を予定しています。



3 構成員の皆様へのお願い



①相談窓口の周知

皆さまの職場におきまして、犯罪被害者等からのご相談等があった場合は、下記の相談窓口をご案内いただきますよう、ご協力よろしくお願いいたします。

《犯罪被害者等支援のための総合相談窓口》

(市民局ダイバーシティ推進室人権企画課内)

電話：06-6208-7489 FAX：06-6202-7073

【受付時間】9:00～17:30（土・日・祝・年末年始を除く）

※パンフレット等が必要な際は、お申し出ください。



②広報・啓発のご協力

犯罪被害者等支援の広報・啓発については、現在使用しているツールをさらに工夫し、また、新たな手法でも啓発活動を推進する必要があります。

市民に広く啓発するため、各地域団体（保護司会、民生委員児童委員、女性会、PTA協議会等）の会議や、小中学校長会において、事業説明をさせていただき、講演会への講師派遣や出前講座の依頼をしてもらうようにお願いしています。

皆さまのご担当する業務におきまして、講演会への**講師派遣や出前講座の依頼ができる場**、また、パンフレットやリーフレットを配架するなど、**広報・啓発をさせていただける場**（配架できる事業所・研修・会議・イベント等）がありましたら、情報提供をよろしくお願いいたします。

去年は、11所属よりポスター掲示やパンフレットの配架にご協力いただきました。ありがとうございます。



③ご意見等

犯罪被害者等支援事業について、下記のとおり意見聴取を行いますので、ご意見等ございましたら、別紙の「意見聴取用紙」に記入いただき、メールでご回答をよろしくお願いいたします。

※ご意見が無い場合もその旨ご回答ください。

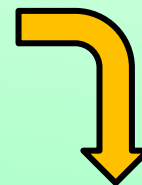
■ 広報・啓発の協力について

パンフレットやリーフレットの配架などにご協力いただける部署につきましては、後日持参・送付させていただきます。

さらに、市民への認知度向上を図るため、各局・区での広報媒体を利用させていただけないか、ご検討いただけますと幸いです。

■ 本市の犯罪被害者等支援事業についてのご意見

ご不明点等ございましたら、あわせてご記入ください。



**意見聴取用紙へ記載のご意見をもって
当会議の議事に代えさせていただきます。**

会議へのご参加、ありがとうございました。

